

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務委託プロポーザル審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務委託プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定に基づき設置されるものであり、鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務に係る企画提案書の評価及び提案の順位を決定することについて審議を行う。

（委員）

第3条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

2 委員の任期は、令和4年7月1日から令和4年7月29日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会）

第5条 審査会は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課長が招集し、会長が議長となる。

2 委員の過半数の出席がなければ、審査会を開くことができない。

3 審査会の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課において行う。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。